

2022 年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

2021 年 7 月 16 日

日本商工会議所

基本的考え方

昨年来の新型コロナウイルスの影響の継続により、わが国の 2020 年度の実質国内総生産（GDP）は 4.6%減となり、ワクチン接種の普及が進んでいる諸外国の景気回復が伝えられる中、わが国経済は低迷を続けている。

これまでコロナ禍の完全な収束が見通せず、地域経済を支え雇用確保を担っている中小企業・小規模事業者は、昨年来、未曾有の影響を受け続け、厳しい経営状況にある。商工会議所 L O B O（早期景気観測）の 6 月調査結果によると、新型コロナウイルスによる経営への影響が続いていると回答した中小企業は 6 割超となり、そのうち約 5 割の企業は売上が感染拡大前と比べ、30%以上減少し経営への影響が長期化している。また、信用調査会社によると、今年に入り新型コロナ関連倒産は増加傾向となり、コロナ禍の収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性のある中小企業は約 8.3%、そのうち 1 年以内に廃業を検討する企業は約 38%という調査結果が出ている。

[感染の再拡大防止と社会経済活動の完全両立の実現]

政府には、切り札と位置付けているワクチン接種について、地方自治体接種に加え、中小企業の共同接種を含む職域接種について確実なワクチンの確保・提供に努めるとともに、感染の再拡大防止や検査・医療体制の充実、水際対策を早期かつ着実に実施することが、今、一番求められている。

緊急事態宣言等期間が途切れない中、地域経済や雇用を支える中小企業の経営者の心が折れずに、今後も事業継続に希望を持つことができるよう、経済的苦境に直面する「中小企業の事業と雇用の継続」を支える十分な支援策を、より一層実施していただきたい。

これまで緊急事態宣言等地域において、飲食店等への一律の営業時間短縮や酒類提供禁止要請が行われたが、今後は地方自治体が認証する飲食店等は営業時短等要請を緩和するなど、これまで蓄積された科学的知見を十二分に活用し、感染の拡大防止対策を誠実に実施している飲食店等が報われるメリハリが効いた制度・執行に転換すべきである。

[ワクチン普及を見据えた需要の喚起・獲得に向けた支援]

ワクチン接種が進んでいる諸外国での景気回復が鮮明になる中、わが国では、ワクチン接種の大幅な普及が見込まれている今秋以降、政府による人流抑制等政策の抜本的な見直しの環境が整うことが想定される。わが国経済活動の本格的な再開に向け、危機的状況に直面する飲食業・旅行業を含む観光関連産業の再活性化などを含め、幅広い消費意欲を大胆に喚起し中小企業がその需要を獲得しうる方策が極めて重要になる。

中小企業は、コロナ禍からの再起に向け、需要構造の変化など外部環境の激変に対し、持ち前の「自己変革能力」を活かし、ビジネスモデルの転換やイノベーション、生産性向上、DX推進等に積極果敢に挑戦し続けることが必要である。また、地域需要やコミュニティを支えている小規模事業者を含め中小企業のチャレンジを、積極的に後押しすることが求められている。

[アフターコロナでの競争力強化]

アフターコロナでのわが国企業の競争力強化に向け、諸外国が国益をかけ、「大規模な財政支出を伴う強力な産業政策」に大きく舵を切る中、わが国が、次世代にしっかりした日本国を引き継げるよう「新たな産業政策」を立案し、国が躊躇せずリスク負担を行い、民間投資を誘発する必要がある。また、国力の強さ・豊かさを示す指標として、グロスGDPと併せて、今や世界第25位にまで落ち込んだ「1人当たりGDP」の国家目標を設定し、その向上を目指すべきである。

2050年のカーボンニュートラルへの対応や、国内需要が減少する中での外需の取り込みに向けた海外ビジネス展開、知的財産権のビジネスへの活用などに、中小企業が果敢に挑戦できるような強力なサポートが極めて重要である。

[中小企業の活動を支える事業環境整備]

中小企業の活動を支えるために、中小企業政策の新たなKPIの達成に向けた道筋を明確化するとともに、大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築の取組推進が重要である。また、中小企業に配慮した雇用・労働政策、中小企業が使いやすいデジタルガバメントの推進、健康経営の普及・促進、2025年大阪・関西万博への中小企業等の参画機会確保等の支援が求められている。

最低賃金については、コロナ禍による厳しい経営環境が継続している足元の状況を踏まえ、今年も現行水準が維持されることを強く望む。中央・地方の審議会において、客観的なデータに基づく慎重かつ公正な検討がなされることを期待する。

[新たな地方創生の展開]

コロナ禍で、地方移住や副業等による転職なき移住、企業の地方移転など地方への関心が高まっている。テレワーク定着を好機とした地方のサテライトオフィス化、地方分散化や地域資源活用、民間主導のまちづくり、強靱な国土をつくり地域の成長基盤を支える社会資本整備、地域経済の中核となる中堅・中小企業の経営力強化などにより、新たな地方創生の展開にチャレンジする必要がある。

[大規模自然災害からの早期復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生]

日本各地で頻発する大規模自然災害への備えを万全なものとするため、災害に強い国づくりを進めるとともに、発災した際は被災した中小企業・小規模事業者への迅速な事業再開支援が必要である。

また、発生から10年が経過した東日本大震災から確実な復興・創生を着実に推進するため、東北への先端産業集積や沿岸部の水産加工業をはじめ、事業者への支援を引き続き行うとともに、原発事故の終息に向けた国の不断の努力を求める。

[商工会議所の経営支援、地域経済の活性化に向けた取り組み]

全国の商工会議所は、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置して以来1年半に亘り、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、事業者の資金繰り・販路開拓・事業再構築など各種経営相談に対応するとともに、国・都道府県・基礎自治体からの各種要請を受け様々な支援策の周知・活用支援を行うなど、事業者に寄り添った支援を実施してきた。引き続き、政府・地方自治体等と連携しながら、中小企業・小規模事業者の経営支援さらには地域経済の活性化に向け、取り組む所存である。

以上を踏まえ、2022年度中小企業・地域活性化施策に関し、下記の実現を強く要望する。早急に対応すべき事項は、今年度中に執行する柔軟な対応を要望する。

目次

[重点要望事項]

I. 感染の再拡大防止と社会経済活動の完全両立の実現

1. ワクチン接種の加速化、検査・医療提供体制の拡充と水際対策の徹底…………… 4p
2. 経済的苦境にある中小企業等への支援…………… 5p
3. 足元の経済回復に向けた道筋の提示…………… 7p

II. ワクチン普及を見据えた需要の喚起・獲得に向けた支援

1. 危機的状況に直面する観光関連産業の再活性化…………… 8p
2. 中小企業のビジネスモデルの転換・生産性向上支援…………… 12p
3. 中小企業の円滑な事業承継・引継ぎ、創業・ベンチャー支援の推進…………… 15p
4. 中小企業のDXの推進…………… 15p
5. 小規模事業者の挑戦への後押しの強化…………… 17p

III. アフターコロナでの競争力強化に資する政策

1. 経済効率最優先から社会経済課題の解決と経済成長の両立に向けた「新たな産業政策」の立案・実行…………… 19p
2. 2050年カーボンニュートラルに向けた対応…………… 19p
3. 海外ビジネス展開支援…………… 20p
4. 知的財産権のビジネスへの活用支援の強化…………… 20p

[要望事項]

IV. 中小企業の活動を支える事業環境整備

1. 中小企業政策の新たなKPIの達成に向けた道筋の明確化…………… 21p
2. 大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築の取組推進…………… 22p
3. 雇用・労働政策…………… 23p
4. デジタルガバメントの推進…………… 24p
5. 中小企業における健康経営の普及・促進…………… 24p
6. 2025年大阪・関西万博への中小企業等の参画機会確保等の支援…………… 25p

V. 新たな地方創生の展開

1. 地方創生、地域資源活用…………… 25p
2. 地域主体の豊かな暮らしを実現する民間主導のまちづくりの促進…………… 26p
3. 強靱な国土をつくり、地域の成長基盤を支える社会資本整備の推進…………… 27p
4. 地域経済の中核となる中堅・中小企業の経営力強化…………… 27p

VI. 大規模自然災害からの早期復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生

1. 令和3年7月1日からの大雨による災害からの早期復旧・復興…………… 28p
2. 大規模自然災害からの早期復旧・復興に向けた対応…………… 28p
3. 東日本大震災からの復興・創生の強力な推進…………… 28p

※令和4（2022）年度税制改正については、別途、意見・要望する。

【重点要望事項】

I. 感染の再拡大防止と社会経済活動の完全両立の実現

1. ワクチン接種の加速化、検査・医療提供体制の拡充と水際対策の徹底

(主な要望先：内閣官房、厚生労働省、経済産業省、外務省)

(1) ワクチン接種の加速化（グランドデザインとロードマップの明示を）

- 接種優先順位の弾力化、職域接種や中小企業による共同接種の連携による一般接種の加速化、夜間や休日などワクチン接種時間帯の拡大、感染リスクの高いエリアからの重点接種の実施など、ワクチン接種のグランドデザインの早期明示
- 一般接種も含め、いつまでに国民の何割接種を目指すのか等の目標策定とロードマップの早期明示
- 国民の不安払拭に向けた、接種実績や効果、副反応等の適切な情報開示
- 薬剤師、獣医、医学生等、非常時におけるワクチン投与者の規制緩和
- 複数存在するワクチン関連システムの円滑な連携促進とともに、ワクチン接種システムの将来的な一元化の検討・実現
- 海外での感染爆発時における在留邦人へのワクチン接種体制の整備

(2) 職域接種、中小企業の共同接種を確実に実施する環境整備と支援強化

- 各地商工会議所による職域接種の速やかな承認と確実なワクチン供給により、中小企業へのワクチン接種を実施可能とする環境の整備
- 商工会議所が地方自治体の委託を受けて実施する中小企業の共同接種について、確実なワクチン供給により、中小企業へのワクチン接種を実施可能とする環境の整備
- 中小企業の共同接種の実施者に対する国費による費用支援など、中小企業の共同接種スキームの早期明示

(3) ワクチンパスポートの導入促進

- 担当省庁・役割分担の決定
- 諸外国との様式標準化とデジタル発給体制の早期構築
- 国内利用における制度設計、差別防止ガイドラインの策定

(4) 変異株等に対応した検査・医療体制の拡充と水際対策の徹底

- 感染拡大の早期予兆探知と封じ込めに向けたモニタリング検査等の拡充
- 変異株のスクリーニング検査の全国的な実施、国と自治体、医療機関等で感染状況等を円滑に情報共有できる体制の整備
- 広域かつ地域全ての医療関係者の連携による、非常時の機動的な病床確保など医療提供体制の抜本強化、対応医療機関への経営安定化支援の強化
- 保健所負担軽減に向けた民間委託の推進
- 変異株流行国・地域からの適切な水際対策の実施
- 空港検査体制の強化、位置情報確認アプリ等による入国後の管理・徹底、入国者の待機・隔離用宿泊施設の確保
- 水際対策の徹底を前提に経済活動に不可欠な高度技術者等の入国の検討

- (5) 国産ワクチン・治療薬の開発・生産・供給の実現
- 国家安全保障の観点から、国内ワクチン等の開発への重点投資・支援
 - 海外治験等を活用し、特例承認による効果的な治療薬等の国内活用推進、非常時対応として、承認担当者に賠償が生じないよう責任の所在の明確化

2. 経済的苦境にある中小企業等への支援

(主な要望先：内閣府、経済産業省、金融庁、財務省、厚生労働省、法務省)

- (1) 協力金や月次支援金の迅速な支給・手続きの簡素化
- 時短要請に応じた飲食店等への協力金の迅速な支給・手続きの簡素化
 - 緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置に伴う月次支援金の迅速な支給・手続きの簡素化
- (2) 雇用調整助成金の特例措置の現行水準での延長
- 雇用調整助成金の「地域特例」、「業況特例」を含む特例措置の現行水準での延長、財源全額の一般会計による負担
- (3) 資金繰り支援のさらなる強化
- 政府系金融機関による無利子・無担保融資の推進、新型コロナ対策マル経の推進、状況によっては更なる延長
 - 返済猶予等既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応要請の継続、対応状況のモニタリングとして金融機関における貸付条件変更等の状況の公表の継続、二重債務の負担軽減
 - 日本政策金融公庫・商工中金による中小・中堅企業の財務基盤強化に資する資本性劣後ローンの推進
 - 納税猶予にかかる延滞税の免除、赤字でも負担が生じる固定資産税等や社会保険料の減免等
 - 赤字や債務超過等の現下の財務状況や過去の借入金の条件変更等といった事象のみで判断することなく、事業者の実情や経営改善への取組等を反映し、最大限の配慮を行うことの要請の継続
 - 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた積極的な新規融資の推進
 - ・既に融資を実施した事業者から再度の融資相談があった場合に、事業者の実情に応じた2回目以降の新規融資への柔軟な対応の要請
 - ・金融機関の新規融資を促進するための資金繰り支援策の継続
 - ・アフターコロナ、ウィズコロナを踏まえた事業展開（設備投資、事業転換等）を行う事業者に対する金融支援策の創設・継続
 - ・貸出債権区分について、新型コロナウイルス収束後に経営状況が回復する蓋然性等を勘案し感染拡大前と同一の評価とすることについて金融機関の判断を尊重することの徹底
 - 金融庁によるモニタリングの実施
 - ・資金繰り支援に当たっては、事業者の状況に応じて、既往債務の条件変更や新規融資、金融機関のプロパー融資や保証協会保証を活用した融資などを適切に組み合わせ、事業者ニーズにかなった支援を行っているかの実態把握の実施

- ・資金繰りに窮している事業者に必要な資金提供が行われているかの実態把握のため、融資を受けた事業者に対し、金融機関の対応状況の実態調査の実施
- 企業の収益力の回復に向け、信用保証協会を中核とした民間金融機関による無利子・無担保融資を受けた事業者への融資後のモニタリングを活用して経営支援を行う事例の全国展開（モニタリング対象企業の中から要連携支援企業等を選定し、管内金融機関と重点的に経営支援を行う鳥取県信用保証協会「モニタリングを活用した経営支援連携プログラム」など）
- 個人保証や担保に依存しない融資の一層の推進
 - ・新規融資に占める経営者保証に依存しない融資等の推進に向けた経営者保証に関するガイドラインや、経営者保証の二重徴求を原則禁止とする事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則の中小企業や民間金融機関による普及・推進に向けた周知強化
 - ・経営者保証に関するガイドラインの充足状況の確認、磨き上げ支援、経営者と金融機関の対話に同席する専門家派遣を行う経営者保証コーディネータの積極活用
 - ・事業承継特別保証制度の活用による経営者保証を必要としない融資の推進
 - ・新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合や事業承継時における保証徴求割合を金融機関別に一覧性のある形で見える化する対応（金融庁ホームページ「主要行等及び地域銀行の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）一覧及び公表状況」¹）の継続、閲覧者の利便性向上に向けた同ページURLの他の金融庁ホームページ「経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用について」²でのリンク記載、見える化の結果を踏まえた個人保証や担保に依存しない融資のさらなる推進策の検討
 - ・知的財産など無形資産の適正な評価や、事業の将来性や事業キャッシュフローから返済可能性を評価する事業性評価による融資の推進や、事業価値を適正に評価する金融機関の目利き力向上
 - ・非財務コベナンツ（定期的な資料提出など財務内容と関係ない制約事項）のみからなる停止条件付連帯保証に基づく融資の浸透・促進
 - ・ABL（動産・売掛金担保融資）の浸透・促進
 - ・中小企業の財務・非財務情報の見える化に資するローカルベンチマークの普及
 - ・経営デザインシート、知財ビジネス評価書、知財ビジネス提案書等の知的財産の事業性評価を活用した融資の推進
- 有望な事業を持つ中小企業の資金調達手段を多様化するため、不動産を持たなくても、知的財産等の無形資産を含む事業を構成する財産を包括的に一体として担保化して融資を受けられ、必要に応じて事業活動を継続しながら実行のできる、使いやすい包括担保制度を実現するために必要な措置を検討
- クラウドファンディングや私募債など資金調達の多様化に向けた啓発

（４）中小企業の円滑な事業再生の推進

長引くコロナ禍で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生が本格化する前に、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理など円滑な事業再生に向けた環境整

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210329/20210329.html>

² https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html

備が急務である。現在、大企業版はあるものの中小企業の実態に即した私的整理に関する共通ルールが無いため、速やかに策定すべきである。

また、多くの中小企業の経営者が個人保証を求められている中、会社が倒産等となった場合に、個人破産となってしまうと経営者個人の再チャレンジが極めて困難になるため、廃業時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則を早期に策定すべきである。

円滑な事業再生には、金融機関と中小企業双方の「早期の決断」が不可欠である。官民連携により以下の環境整備を速やかに進めたうえで、中小企業には問題を先送りしない決断、金融機関には地域経済や雇用への影響も勘案した積極的な再生支援が求められる。

- 中小企業再生支援協議会の体制強化
- 中小企業版の私的整理のガイドラインを早期に策定すべきである。同ガイドラインの検討体制に関し、債務者側の中小企業関係団体、債権者側の各業態の金融機関、事業再生実務家等が一体となって議論すべきである。検討にあたっては、コロナ禍のような経営者の責任でない部分や事業再生等による地域経済への波及効果を経済合理性の中でどう勘案するか等について整理することが必要である。
- 事業再生の取組の底上げに向け、経営者保証ガイドラインに関する個々の金融機関のK P Iの公表と同様、個々の金融機関の事業再生の実績の見える化と当局によるモニタリング・推進に向けた必要な対応を行う必要がある。
- 経営者保証に関するガイドラインにおける廃業特則等の早期策定、廃業等の手続きに必要な専門家のリスト化・マッチング・派遣制度等の充実
- 都道府県や信用保証協会に対して、経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）に沿った対応の要請を実施
- 事業再生を図る中小企業のチャレンジを支援する補助金の創設
- 企業の収益力の回復に向け、信用保証協会を中核とした民間金融機関による無利子・無担保融資を受けた事業者への融資後のモニタリングを活用して経営支援を行う事例の全国展開（モニタリング対象企業の中から要連携支援企業等を選定し、管内金融機関と重点的に経営支援を行う鳥取県信用保証協会「モニタリングを活用した経営支援連携プログラム」など）[再掲]

3. 足元の経済回復に向けた道筋の提示

（主な要望先：内閣官房、厚生労働省、経済産業省）

- (1) 国民や事業者が希望を持てる将来への道筋の明示
 - 科学的根拠に基づく効果的な感染対策の下、検査・医療提供体制の拡充を図りながら、ワクチン接種の進捗と効果等を適宜フォローし、感染拡大を可能な限り制御し、活動レベルを徐々に引き上げ、アフターコロナの経済回復に向けた道筋を示されたい。
- (2) 効果的なまん延防止等重点措置の活用と、攻めの感染対策の実施
 - 緊急事態宣言は最終手段であり、同宣言に至る前後で地域や業種限定で感染抑制が可能な、まん延防止等重点措置を最大限有効に活用すべきである。国民や事業者が納得・協力できる攻めの感染対策に転換する必要がある。
 - 国民も事業者ともに1年半もの感染対策への協力で疲れている。感染拡大を効果的

に封じ込めるには、国民と事業者の自発的な協力が欠かせない。このため、科学的根拠に基づき、飲食の場や人の移動に係る感染リスクや過去の対策等の具体的な効果を明示し、感染予防のために遵守すべき活動や多少制限を緩めても問題ない活動基準を至急作成すべきである。これに基づき、事業者ガイドラインの改訂と徹底を図り、事業者の感染対策への支援を拡充し、地域の繁華街等も安心して利用できる環境を整備されたい。

- 山梨県等では、行政が委託する第三者による感染対策が徹底されている飲食店等を認証している。自らの感染努力次第で活動範囲を拡大できる、攻めの感染対策は、国民・事業者ともに希望を持ち、最大限の協力が得られるものとする。感染対策の第三者認証を受けた事業者への営業時間短縮要請などの活動制限を緩和できる基本スキームを国が早急に策定・明示し、全国展開されたい。
- 感染対策の長期化を踏まえて、日常的な感染対策に不可欠なアルコール消毒液、マスク等の購入補助など、事業者の負担軽減のための支援を強化する必要がある。また玉石混交の感染対策の評価・検証や、業種・規模別の実効性ある対策手法の発信を強化されたい。

Ⅱ. ワクチン普及を見据えた需要の喚起・獲得に向けた支援

1. 危機的状況に直面する観光関連産業の再活性化

(主要要望先：国土交通省、観光庁、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、財務省、内閣府、農林水産省)

(1) ワクチン接種の普及状況等を踏まえた旅行・観光需要喚起策の推進

国の成長戦略の柱である観光の再活性化のためには、長引くコロナ禍で大きなダメージを受けた宿泊・飲食業、交通事業者など観光関連事業者の経営再建に向けた旅行・観光需要の喚起が不可欠である。

観光関連消費の先行きが不透明な中で、観光関連事業者の抱える債務は大きく増加しており、このままでは将来を見据えた設備投資や賃上げを含む人的投資への影響が懸念される。当面、インバウンドの回復は見通せないため、コロナ禍以前に観光消費額の約8割を占めていた国内観光に着目した需要喚起策の推進が求められる。現在実施されている地域観光事業支援は、都道府県単位での実施のみが対象であり、需要喚起効果が限定的であることから、より早期にG o T oトラベル事業を再開する必要がある。その際、再開による需要の急回復に混乱なく対応できるよう、可能な限り早期に再開時期の事前周知を図られたい。

なお、G o T oトラベル事業の再開は、感染拡大防止策の徹底による感染抑制が前提であり、まずもってワクチン接種の更なる加速化等、再開に向けた環境整備に注力すべきである。また、需要喚起策の実施にあわせて、旅行者が特定の時期に集中することのないよう「需要の平準化」に向けた施策も推進すべきである。

こうした観点を踏まえ、以下の施策の拡充強化を図られたい。

- 需要喚起策実施の前提となるワクチン接種のさらなる加速化・感染拡大防止に取り組む事業者への集中支援
 - ・感染拡大防止と安心・安全な観光の実現に資する観光関連産業従事者も含めたワ

クチン接種(職域接種)の円滑実施に向けた環境整備

- ・「山梨モデル」等を想定した都道府県等における感染防止対策に取り組む事業者の第三者認証制度の導入促進
- ・認証事業者など十分な感染防止対策を行う事業者を対象とする設備購入資金助成、支援金支給等の支援の拡充
- ・地方自治体が行う事業者の感染防止対策の物品購入・設備投資等への支援にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地域観光事業支援等の活用促進
- ・イベント開催時の収容人数制限緩和等ワクチンパスポートの活用におけるガイドラインの策定

○県内旅行割引支援「地域観光事業支援」等の域内需要喚起策の継続・拡大

- ・全国的なG・O・T・Oトラベル事業の再開までの事業実施期限の延長
- ・感染が抑制されている地域内および地域間(隣県・地域ブロック内等)における県境を越えた広域実施の検討
- ・都道府県における「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用による一層の域内観光促進
- ・感染状況を踏まえた、G・O・T・Oイート、イベント、商店街の各事業、地方自治体版プレミアム商品券をはじめとする大胆かつ効果的な需要喚起策の実施

○G・O・T・Oトラベル事業の見直し、法人需要の喚起、旅行・観光需要の平準化の促進

- ・G・O・T・Oトラベル事業再開時の平日・休日、繁忙期・閑散期、利用価格帯等における需要平準化に向けた補助率の設定、上限額の変更等の制度見直し
- ・インバウンド需要が本格的に回復するまでのG・O・T・Oトラベル事業の実施期限延長
- ・平日休暇の取得推進を図る環境整備および国による企業等に対する働きかけの強化
- ・ワーケーション、ブレジジャー等新たな観光の推進による平日の法人需要の創出
- ・感染収束とともに再開が見込まれるビジネス出張、MICEなど対面で行われる消費創出効果の高い法人需要の開拓・創出支援
- ・歴史的建造物、博物館・美術館、公園等のユニークベニュー³としての活用促進および必要な各種規制の緩和
- ・歴史・文化・産業等の理解促進に重要な教育旅行(修学旅行等)の再開に向けた国による学校・教育委員会等への働きかけ強化
- ・コロナ禍により急減した法人による飲食需要の喚起(交際費課税の特例の延長・拡充等)

○観光の反転攻勢に向けたキャンペーン実施等に対する支援

- ・現在実施されている「東北デスティネーションキャンペーン」等のような、旅行・観光機運を喚起する地域キャンペーンに対する政府支援
- ・広域周遊・域内周遊の促進と観光消費拡大に資する公共交通や高速道路などの料金低減への政府支援

(2) 誘客促進に向けた地域の観光魅力向上と受入れ環境の整備支援

コロナ禍による移動制限により域内観光が促進されたことは、住民が地域資源の魅

³ 会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

力を再認識する契機となった。アフターコロナを見据えた地方への誘客促進・観光消費の拡大には、こうした地域資源の発掘・磨き上げ、質の高い観光商品への昇華がきわめて重要である。こうした観光商品化に向けた取り組みには、観光関連事業者のみならず、地域の商工業、農林水産業等多様な主体の連携が不可欠であり、連携に際しては、専門家等の外部人材や観光地域づくり法人（DMO）の活用が重要である。

また、宿泊・飲食事業者の廃業が増加しているが、廃業により空き家となった施設が放置されれば、今後、観光まちづくりの障害になりかねない。一方、コロナ禍をきっかけにテレワーク等場所に捉われない働き方が広がり、地方への関心が高まっている。ワーケーションやテレワーク等、新たな需要獲得に向けた前向きな投資として、廃業施設の撤去・跡地活用、空き家・空き店舗のリノベーション等を後押しする施策の強化が必要である。

あわせて、地域への人流回復・交流人口の増加のためには二次・三次交通の整備等交通アクセスの改善等が不可欠である。

こうした観点から、以下の取り組みを後押しするような施策の拡充強化を図られたい。

○地域資源活用と多様な主体の連携による誘客コンテンツの開発支援

- ・多様な主体と連携し、観光戦略の策定、地域に根ざした観光コンテンツ開発、プロモーション等に取り組む商工会議所、観光協会やDMO等への支援の強化
- ・地域に点在する観光資源を有機的に結ぶ観光コースの造成、街道・海道等のルートを活かしたエリア連携支援
- ・地域産業の新たな事業創造や観光促進、企業視察や教育旅行等の需要獲得、住民の地域産業への理解促進にもつなげる産業観光の推進支援
- ・地域イベントの分割・分散実施、映像配信等三密を避けた形での実施に対する支援
- ・コンテンツ造成に向けた専門家アドバイス支援等として活用されている観光庁「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」の予算拡充

○新たな需要獲得と観光の高付加価値化に向けたインフラの整備支援

- ・観光庁「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の延長・拡充等による宿泊施設等の高付加価値化、廃屋撤去による景観改善・跡地活用等、観光地の再生支援
- ・ワーケーションや地方滞在型テレワーク等新たな需要獲得に向けた環境整備支援および国による企業への導入働きかけの推進
- ・農泊の推進、古民家の宿泊施設・飲食店としての再生・活用等、地域資源を活用した交流人口拡大に向けた取り組みへの支援
- ・国による観光統計データの整備と提供プラットフォームの構築、データを活用した観光まちづくりに取り組む地域への支援
- ・バーチャル旅行・オンラインイベント等デジタル技術を活用したプロモーションを将来の観光誘客につなげる取り組みへの支援
- ・旅行者の安心・安全および観光地・観光事業者の危機管理体制強化に向けたBCP策定促進
- ・ネット予約システム導入、キャッシュレス決済の普及促進、従業員のマルチタスク化等、IT技術の活用による生産性向上の取り組み支援

- ・泊食分離、共同仕入れ、共同プロモーション等地域内の事業者連携の仕組みづくりへの支援

○旅行・観光需要の地方分散に資する交通網の整備支援

- ・主要交通拠点から観光地および観光地間のアクセス改善、高速交通機関と地域交通機関の接続改善等有機的連携の強化促進
- ・旅行者の利便性に資する「観光型MaaS」の構築にかかる各地・事業者による取り組みや地域間・事業者間の連携に対する支援
- ・バスや地方鉄道等の地域交通インフラをレストランバス、イベント・食事列車等の観光コンテンツへ高付加価値化する取り組みへの支援
- ・グリーンスローモビリティ、シェアサイクル等多彩な交通手段の整備および観光目的としての活用促進

(3) インバウンドの回復期を見据えた受入れ態勢の整備

ワクチン接種の進捗等により世界的に旅行・観光行動の制限緩和が進む中で、日本がインバウンド需要の獲得に後れを取ることのないよう、陰性証明やワクチン接種履歴（ワクチンパスポート）等の円滑な発給体制を整備するとともに、ワクチンパスポート保持者に対する入国後隔離期間の緩和等を検討すべきである。あわせて、海外で感染が拡大している変異株等に対応するため、空港検査体制は引き続き強化すべきであり、特に検査体制が十分に整っていない地方空港での体制強化を急ぐ必要がある。

また、より広範な国・地域からの需要を獲得する「発地の多様化」やインバウンドの潜在的需要の発掘に向けた地域プロモーション、観光地における多言語対応等の満足度向上に向けた受入れ環境整備も重要となる。

こうした観点から、以下の取り組みを後押しするような施策の拡充強化を図らきたい。

○国際往来の再開に向けた円滑な出入国管理体制を実現する体制の構築と感染防止対策の充実

- ・空港検査体制および健康観察期間中の入国者フォローアップ等の体制整備による水際対策の強化
- ・各国のワクチン接種の進捗状況に応じた入国者数制限の段階的緩和
- ・グローバルスタンダードに対応したワクチンパスポート規格整備とデジタル発給体制の構築、およびワクチンパスポート保持者に対する入国後隔離期間緩和等の運用ルールの整備
- ・訪日外国人に対する日本の衛生習慣、生活常識等の理解・認知度の向上、滞在中における感染判明時の対処法について、政府による指針策定と内外への周知

○潜在的なインバウンド需要を喚起する地域プロモーションと受入れ環境整備

- ・JNTO（日本政府観光局）のビジット・ジャパン事業をはじめ、出発国・地域ごとの興味・関心に応じた効果的な訪日プロモーション実施の推進
- ・外国へ地域の魅力を分かりやすく発信するためのネイティブライター等の専門人材の育成推進と観光地への派遣支援強化
- ・特定の国・地域に頼りすぎない柔軟なインバウンド受入れに向けた環境整備に対する支援の拡充
- ・案内標識や店舗・施設における多言語対応、多言語対応ガイドの確保・育成、無料Wi-Fi整備、トイレの洋式化等、地域におけるインバウンドの満足度向上の

2. 中小企業のビジネスモデルの転換・生産性向上支援

(主な要望先：経済産業省、内閣府、財務省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省)

コロナ禍からの再起に向け、需要構造の変化など外部環境の激変に対し、持ち前の「自己変革能力」を活かし、ビジネスモデルの転換やイノベーション、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の挑戦を、以下により強力で支援することが必要である。

(1) 中小企業のビジネスモデルの転換やイノベーション、稼ぐ力の強化、生産性向上の挑戦の後押し(販路開拓、商品開発、設備投資、研究開発、事業再構築、新事業展開等)

○事業再構築補助金の拡充

①売上高構成比要件を緩和されたい。

[新分野展開等]

- ・売上が大きい中小企業等は、新規事業で総売上高の1/10以上を達成するのは困難。
- ・新規事業が、低単価商品の場合、1/10以上を達成するのは困難。

[事業転換等]

- ・事業転換等は、売上高構成比を最も高くする必要があり、未知の分野の事業の売上高構成比を最も高くすることは極めて困難。まさに「社運を掛ける」もので、失敗すると倒産の可能性が高い。

[グローバルV字回復枠]

- ・付加価値目標が未達成の場合、通常枠との差額返還を求められることになるが、未達成の理由を説明すれば免除していただきたい(通常採択との差が大きすぎる)。

②新規性要件の緩和

[市場の新規性要件(既存製品と新規製品の代替性)]

- ・新規性要件のハードルが高く、既に取り組んでる事業の売上を主力にしたい場合には使えず、申請を断念した(すでにテイクアウトに取り組んでいる飲食店が、イートインからテイクアウト中心の店舗に転換を考えていた)。

[製品等の新規性要件(製造等に用いる主要な設備を変更すること)]

- ・事業再構築指針に合致させるためには、設備導入等、当初計画していなかった費用が発生する可能性が高まる等、予算的に厳しくなったため断念

③売上減少要件(▲10%)を緩和されたい。

- ・コロナ禍においても売上を増加または維持している事業者は、売上減少要因があるため活用を断念するケースが多い。地域経済発展のためにも地域中核企業を育成するため同要件の見直しが必要
- ・補助対象要件の売上減少の期間が2020年10月以降となったことで、一番売上減少した月の2020年9月が対象外となったため、申請を断念

④事前着手承認制度の継続および対象拡大を実施されたい。

⑤コロナ禍で本来事業再構築すべき事業者への加点措置を実施されたい。

⑥小規模事業者枠など事業者規模に応じた枠の創設・要件設定・申請書の簡素化

⑦申請書の具体例の例示、事業再構築の定義の分かりやすい明示

⑧公募期間の通年化

⑨審査において採択に値する評価点以上の申請は、割当予算額を制約とせず全件採

択すべき。必要に応じて、予算を拡充すべき。

⑩不採択理由の開示について、不採択となった者が納得しうる理由を伝達すべき。

○中小企業生産性革命推進事業の推進

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）の推進
- ・小規模事業者持続化補助金の推進

・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）の推進・改善

①地域へのさらなる普及強化、導入事例の積極的な発信

②クラウドサービス導入への加点措置の継続

③テレワーク導入サービスへの加点措置を継続するとともに、「テレワーク導入サービス」「テレワーク環境の整備」に関する定義の明確化

④クラウドサービス利用料の補助期間の拡大

⑤賃上げ要件の緩和

⑥一般型（A・B類型）の補助率引き上げ、補助下限額の引き下げ

⑦低感染リスク型ビジネス枠の継続・拡大

⑧業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣費用の対象化

○補助金電子申請システム（J グランツ）の使い勝手のさらなる改善およびシステムの堅牢化

○中小企業等が大学・公設試験研究機関等と連携して行う研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を一貫して支援するサポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の継続・強化

○中小企業の研究開発やその事業化を支援する「SBIR（中小企業技術革新制度）」の拡充、積極活用・周知促進

○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の継続

○中小企業119 専門家派遣事業（旧ミラサポ専門家派遣事業）の使い勝手の改善、事業者の身近な相談窓口（地域プラットフォーム等）での専門家相談体制の整備

(2) テレワーク導入・定着支援の拡充

○人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充および幅広い周知、労務管理や社内外とのコミュニケーションの問題など課題解決に資する好事例の紹介、地方を含めた中小企業向け相談機能の強化

○テレワーク環境の整備に必要なデジタル機器の導入促進（少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充等）

(3) オンライン販売・商談会等、非対面でも可能な販路開拓の推進（ECサイト、オンライン展示会・商談会等）

○従来の活動が制限される中で、中小企業でも取り組みやすいECサイトや、オンライン展示会・商談会等の活用による国内外の販路開拓支援（サイトの構築や、出店・翻訳・決済・物流に必要な費用等の助成）

○電子チケットを活用したコンサートや演劇等のイベントのライブ配信に対する支援の拡充

○オンライン取引・手続きの促進

- ・手形・小切手機能の電子化に向けた、インターネットバンキングや電子記録債権、金融EDIを利用しやすい環境整備（周知強化、費用負担の軽減、金融機関による利用事業者への丁寧な操作説明、セキュリティ強化、インターネットバンキン

グを前提としない電子記録債権等)

- ・中小企業共通EDIを利用しやすい環境の整備（周知強化、費用負担の軽減、中小企業共通EDI認証製品・サービスの拡大、電子請求書や電子発注書等の標準国際規格Peppolや「ベース・レジストリ」との整合性確保等）
 - ・2020年1月に改訂された振興基準を踏まえ、大企業・中堅企業の実導による商流EDIの導入・利活用支援、中小企業共通EDI、金融EDIの導入・利活用支援
 - ・金融EDIと商流EDIの連携に向けた行政・金融機関・関係機関による対応、活用事例の共有
 - ・銀行法等の一部を改正する法律に基づく銀行と電子決済代行業者とのAPI方式の契約状況のフォローおよび次年度以降の契約更新が円滑に行われるための支援の実施
 - ・中小企業・小規模事業者の資金調達の多様化に向けたデータレンディング、クラウドファンディング、ソーシャルレンディング、トランザクションレンディング、POファイナンス等の情報提供、利用コスト低減、対応する信用保証メニューの創設等の対応
- 電子帳簿保存に取り組む個人事業者に対する青色申告特別控除の上乗せ措置(10万円)の拡充

(4) 中小企業の新たな挑戦や生産性向上に繋がる規制緩和

- 飲食店が新たに製造や販売の営業許可を取得する際に必要とされる許認可手続きの簡便化・施設基準の緩和
- テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等に資する「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の期限延長・恒久化
- 在庫酒類の持ち帰り用販売等に資する「料飲店等期限付酒類小売業免許」の再適用
- 介護サービスにおける人員配置基準の緩和
- 建設業における技術者の配置要件の緩和

(5) 官公需の受注機会の確保

- 優れた技術・サービス等を持つ中小企業・小規模事業者やベンチャー企業、創立10年未満の事業者、事業継続力強化計画の認定を受けた事業者に対する官公需の受注機会の確保
- 官公需において国等の行政機関が率先して新商品・新サービスの調達や商品認定などを行うトライアル発注制度の推進
- 公共工事等の官公需について、官から民への支払いサイトの短縮化
- 地方自治体による優先的な調達や適正価格での発注の促進
- トライアル発注制度で認定された新商品・新サービスのPR支援
- 国や独立行政法人、地方公共団体などがインターネット上で提供している入札情報を中小企業・小規模事業者が簡易に検索・閲覧できる官公需ポータルサイトの一層の周知・活用促進
- 事業継続力強化計画の認定を官公需における経営事項審査の加点要素にするなど、中小企業強靱化法の趣旨に沿った事業者への優遇措置

3. 中小企業の円滑な事業承継・引継ぎ、創業・ベンチャー支援の推進

(主な要望先：経済産業省)

(1) 円滑な事業承継・引継ぎ支援の推進

- 「中小M&A推進計画」の周知・普及、M&A仲介事業者の登録制度の推進、中小M&Aガイドラインの遵守徹底による普及・推進による仲介手数料の透明化・適正化、仲介の際の利益相反に対する適切な対応等、小規模事業者向けを含めたM&A環境整備の促進
- 事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充など円滑な事業承継に向けた支援策の推進（公募期間の通年化、認定経営革新等支援機関による確認書発行手続きの簡素化）
- 事業承継税制に係る特例承継計画の申請期限（2023年3月末）の延長および、制度の利用促進に向けた周知強化
- 中小企業が自社の企業価値（財産評価基本調達に基づく非上場株式の評価額（時価純資産評価額方式、類似業種比準評価額方式）、M&Aにおける企業価値（年倍法等））を簡易に評価できるツールの提供
- PMI（M&A後の統合プロセス）に関する指針の策定、PMI費用に対する補助金の創設等、中小M&AにおけるPMIの普及、促進
- 経営者保証の二重徴求を原則禁止とする事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則の民間金融機関による普及、推進に向けた周知強化〔再掲〕
- 事業承継特別保証制度の活用による経営者保証を必要としない融資の推進〔再掲〕
- 事業承継・引継ぎ支援センターと民間M&Aプラットフォームとの連携強化、売買情報の安全性の確保による簡便かつ迅速なマッチング手法の全国拡大
- 親族外承継（従業員承継、第三者承継等）の推進に向けた、親族外承継ガイドブックの作成、後継者教育の体系化・標準化、教育費用の補助

(2) 創業・ベンチャーへの支援

- 廃業する事業者から経営資源を譲り受けることで初期費用を低く抑えられる創業の促進、後継者人材バンクの拡充
- 創業希望者の創業実現に資する創業支援事業者補助金や創業スクール事業、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化
- 小・中・高・大学等での起業家教育の推進
- 副業フリーランスに対する創業支援
- 国による新たな創業支援基金の創設（専門家やシードアクセラレーターの派遣、オフィスシェア、研究開発投資への支援等）
- 創業1年未満の小規模事業者の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の対象化

4. 中小企業のDXの推進

(主な要望先：経済産業省)

(1) 中小企業の生産性向上に資する、身の丈にあったデジタルツールの実装支援

- サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）の推進・改善〔再掲〕
 - ①地域へのさらなる普及強化、導入事例の積極的な発信
 - ②クラウドサービス導入への加点措置の継続
 - ③テレワーク導入サービスへの加点措置を継続するとともに、「テレワーク導入サービス」「テレワーク環境の整備」に関する定義の明確化
 - ④クラウドサービス利用料の補助期間の拡大

- ⑤賃上げ要件の緩和
 - ⑥一般型（A・B類型）の補助率引き上げ、補助下限額の引き下げ
 - ⑦低感染リスク型ビジネス枠の継続・拡大
 - ⑧業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣費用の対象化
 - 中小企業が相談しやすいクラウドベンダーや、使いやすいクラウドサービスを探すための一助となる認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）制度、中小企業基盤整備機構が運営する使いやすい業務用アプリ紹介のWebサイト「ここからアプリ」等の充実
 - 全国中小企業クラウド実践大賞等による、中小企業のクラウドサービス活用事例の横展開や、クラウドサービスを用いて経営効率化を図った中小企業の顕彰制度の充実および開催に対する支援
 - ミラサポで実施されていたデジタル技術導入への専門家最大5回派遣について、中小企業119における継続・拡充
 - 「身の丈IoT・AI」ツール等の開発・普及を行う企業に対する補助の創設
 - 中小企業へのデジタル技術導入を支援するインストラクターの養成・派遣等への支援
 - 中小ものづくり現場とロボット技術の双方に通じている地域のシステムインテグレーターの育成支援策の拡充
 - 最新機器の「体験スペース」整備や好事例の周知等の支援策の拡充
- (2) 中小企業の実務とデジタル技術の両方に通じ、中小企業のデジタル化を支援できる専門人材の育成、確保ならびに派遣・マッチングの支援
- 「中小企業デジタル化応援隊事業」の継続等、業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣に関する支援、ならびに中小企業と専門家とのマッチング等を促進する支援の充実〔再掲〕
 - 「経営」と「デジタル技術」の両方に通じる外部専門家の確保、および、専門家と協働できる社内人材の育成支援策の拡充
 - デジタル技術を持つ人材が副業として中小企業支援を可能とする大企業への働きかけ
 - デジタル化支援施策の普及推進を担うことのできる支援機関内人材の育成支援
- (3) テレワークの導入・定着支援の拡充〔再掲〕
- (4) オンライン販売・商談会等、非対面でも可能な販路開拓の推進（ECサイト、オンライン展示会・商談会等）〔再掲〕
- (5) オンライン取引・手続きの促進〔再掲〕
- (6) キャッシュレス決済の推進
- 消費者へのキャッシュレス決済利用のメリットの周知の実施
 - 決済手数料の軽減、売掛金の入金までのタイムラグの短縮化に資する振込手数料の軽減、決済端末・Wi-Fi機器等にかかる費用軽減
 - キャッシュレス決済事業者の中小店舗向け開示ガイドラインの普及。決済手数料の軽減が進まない場合、諸外国のような加盟店手数料の上限規制やインターチェンジ

フィーの上限規制の導入の検討

- キャッシュレスと他のサービス(事前注文、クーポン配信等)との連携の促進
- 低コストで使える少額多頻度決済・振込用の新しい仕組みの検討

(7) 補助金申請手続きのオンライン化への移行を円滑に遂行するための、中小企業・小規模事業者のサポートに向けた支援体制の強化

(8) セキュリティ対策の普及推進

- 中小企業が、情報漏洩や技術流出等を防ぐために、自己のレベルに合った段階的なセキュリティ対策に取り組むことができるよう、情報セキュリティ基本方針の公開等を要件にした「SECURITY ACTION」2つ星に加え、より積極的な取り組みを促す3つ星の新設
- 補助金申請の際、加点要件とする等、他の施策と連携したセキュリティ関連施策(「サイバーセキュリティお助け隊サービス」「SECURITY ACTION」等)の政府による普及推進
- セキュリティ対策に充てられる予算に限られる中小企業・小規模事業者に対する「サイバーセキュリティお助け隊サービス」利用料の補助
- 中小企業向けのセキュリティ対策に関する施策について、中小企業支援機関が利用できるよう、対象の拡大

5. 小規模事業者の挑戦への後押しの強化

(主な要望先：経済産業省、総務省)

(1) 小規模事業者支援推進事業(伴走型補助金等)の継続・拡充

- 経営発達支援計画の実行等に向けた「伴走型補助金(伴走型小規模事業者支援推進事業)」について、拡充・継続いただきたい。特に、参議院経済産業委員会附帯決議(6月8日)を踏まえ、小規模事業者の「IT化・DX推進」や「グリーン化」に資する取り組みについても支援されたい。
- 若手経営指導員等の育成のための「スーパーバイザー事業(小規模事業者経営力向上支援事業)」について、IT支援力向上等に向けたOJT指導等の推進のため、維持・継続いただきたい。
- 経営発達支援事業の実施状況報告調査について、経営指導員等の事務負担軽減のため、調査項目・件数等の見直しを検討されたい。

(2) 地域力活用新事業創出支援事業の継続・拡充

(3) 専門家派遣等事業、経営相談体制強化事業の拡充

- 小規模事業者等に対する諸制度改正の周知・支援を目的とした「制度改正に伴う専門家派遣等事業」について、継続・拡充いただきたい。特に、参議院経済産業委員会附帯決議(6月8日)を踏まえ、小規模事業者等に対する「IT化・DX推進」や「グリーン化」の周知促進に向けて要件を緩和されたい。
- 新型コロナウイルスの影響が長期化し、様々な施策が講じられている中、真に支援を必要とする小規模事業者が引き続き相談・申請サポートを受けられるよう、「経営相談体制強化事業」の継続等により、商工会議所に十分な相談体制を整備されたい。

- (4) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の継続
- 2014年の小規模支援法の一部改正の趣旨を踏まえ、都道府県や市町村等においても小規模事業者支援の関与を推進するため、継続されたい。
 - 大規模自然災害時に、都道府県が被災小規模事業者に対し迅速かつ体系的な支援を行えるようにするためにも、本事業は継続すべきである。
- (5) マル経融資（小規模事業者経営改善資金）等の継続・拡充
- 経営指導による小規模事業者の経営改善に寄与するマル経融資の積極的な活用の推進、予算枠の堅持
 - 現在講じられている特例措置の延長・恒久化
 - ・融資金額：1,000万円→2,000万円
 - ・融資期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年
 - ・据置期間：運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年
 - 小規模事業者経営発達支援資金（経営発達資金）の一層の活用促進
 - 創業1年未満の小規模事業者の対象化
 - デジタル化時代に適応したマル経融資手続きのオンライン化の検討
 - サービス業のうち、特に多重下請構造にあり正社員を中心に労働集約的な業種である情報サービス業等（※）について、2014年1月に拡大された娯楽・宿泊業と同様、小規模事業者の従業員要件を5人以下から、多重下請構造にある建設業や労働集約的な運輸業等と同様の20人以下へ拡大
 - ※中小企業等経営強化法や経営承継円滑化法における情報処理サービス業等の中小企業者の範囲は、建設業や運輸業等と同様の基準に拡大済み。
- (6) 商工会議所等による小規模企業へのDX支援および経営支援業務におけるDX推進
- 商工会議所の経営指導員等が小規模企業へのDX支援のサポートに必要な専門家のリスト化・マッチング・派遣制度等の充実
 - 中小企業支援プラットフォーム構築によるデータ連携の推進と、ビッグデータやAI技術を活用した経営支援サポートシステム（経営指導AI助言サービス等）の開発・整備
- (7) 補助金申請手続きのオンライン化への移行を円滑に遂行するための、中小企業・小規模事業者のサポートに向けた支援体制の強化〔再掲〕
- (8) 中小企業・小規模事業者の事業継続・再構築等を支援する商工会議所の経営相談体制の強化（地方交付税の拡充等）
- 以下の取組みに対応するためには、商工会議所経営支援体制の強化が必要であり、経営指導員等の安定的な確保・増員等に向けた地方交付税（商工行政費）の拡充、専門家等予算の拡充等を措置されたい。
 - ・改正小規模支援法の施行（2014年）以降に増加している経営計画策定・実行などの伴走型支援や、創業・事業承継支援、マル経融資等の金融支援、小規模事業者持続化補助金など販路開拓、生産性向上・IT活用支援などに加え、働き方改革への対応など国の新たな政策への対応などにより、商工会議所の経営指導員等（補助対象職員）の役割が高度化するとともに、業務量が増加している。
 - ・商工会議所は、新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害発生など非常時には、

経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、事業者の資金繰りなど各種経営相談に対応するとともに、国・都道府県・基礎自治体からの様々な要請を受け各種支援策の周知・活用支援を行うなど、商工会議所はセーフティネット機能も果たしている。

Ⅲ. アフターコロナでの競争力強化に資する政策

1. 経済効率最優先から社会経済課題の解決と経済成長の両立に向けた「新たな産業政策」の立案・実行

(主要要望先：経済産業省、内閣府、内閣官房)

経済や医療の安全保障、大都市への人口集中、気候変動・大規模自然災害などコロナ禍で改めて、これまで手つかずの様々な「社会経済課題」が緊急に解決すべき課題として顕在化した。これらの社会経済課題の解決には、経済効率最優先というわけにはいかず、従前のマーケット任せでは解決できない。国が政策立案や財政出動に関与して、「社会経済課題の解決と経済成長の両立」に取り組む必要がある。

諸外国が、「大規模な財政支出を伴う強力な産業政策」に大きく舵を切る中、わが国が新たな社会経済課題を解決し、次世代にしっかりした日本国を引き継げるよう、国が躊躇せずリスクをとって、民間と連携して総力戦で、「新たな産業政策」の立案・実行に取り組む必要がある。

実行にあたっては、大規模な予算が必要であり、また有事に備えたりダンダンシー（冗長性、余剰）すなわち「戦略的ゆとり」を国として保有するためにも、財源を捻出する必要があるが、そのためには、経済成長により「強力な経済力」を確保する必要がある。

その際、急激な人口減少ステージに入ったわが国は、国力の強さ・豊かさを示す指標として、グロスGDPと併せて、今や世界第25位にまで落ち込んだ「1人当たりGDP」の国家目標を設定し、その向上に向けPDCAを回す必要がある。

なお、企業においては、渋沢栄一翁が提唱した「私益と公益の両立」を念頭に置きつつ、わが国経済の競争力強化に向け、「社会経済課題の解決を自社の成長の機会」と捉え、積極果敢に取り組むことが求められる。

2. 2050年カーボンニュートラルに向けた対応

(主要要望先：経済産業省、環境省、財務省)

(1) 中小企業による地球温暖化対策に向けた取組推進

- カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素化効果の高い設備への転換・導入などグリーン対応補助金の新設・拡充
- 省エネと併せ経営改善・生産性向上に繋がる、設備投資への補助、税制・資金調達上の優遇措置の実施、個別コンサルティングなどの支援強化
- 脱炭素化を通じた企業価値向上実現のための中小企業向け個別コンサルティングおよびガイドブックの提供
- カーボンニュートラルに係る新技術開発に取り組む中小企業のノウハウ・知的財産権の不当な吸い上げ・技術流出の防止など、知的財産保護とのパッケージによる推進
- Jクレジット制度や非化石価値証書市場など、環境価値取引制度に関する認知度

- 向上に向けた広報強化、中小企業の環境価値創出の円滑化に向けた環境整備
- 事業者による取組が広がるよう、効果的な省エネなどを取り入れた環境経営（エコアクション21など）の実施に対する支援、およびそうした取組を適切に評価する仕組みの構築
 - 各種支援策について、中小企業が分かりやすく判別・活用できるような情報の「見える化」および手続簡素化の推進
 - 「地域循環共生圏」実現に向けたシミュレーションの早期提示などによる予見可能性の確保。また、意欲的に参画する中小企業に対する、設備投資・技術開発などへの支援
 - 「地域脱炭素ロードマップ」の実践に向けた、中小企業に対する人材・情報・資金面の包括的支援
 - 中小企業の抱える様々な経営課題を解決していきながら結果的に省エネの取組みも同時達成できるよう、商工会議所等が実施する中小企業・小規模事業者に対する地球温暖化対策普及事業（セミナー開催など）への支援
- (2) 「3E+S⁴」を前提とした、企業の成長に資する2030年・50年エネルギーミックス／エネルギー・環境政策の実現（「経済と環境の好循環」「カーボンニュートラル」を目指す革新的イノベーションの推進）
- 2050年カーボンニュートラルに必須である、革新的イノベーションに取り組む企業に対する強力な支援
 - 再エネ主力電源化への切り札として位置づけられている洋上風力発電に関し、サプライヤーの競争力強化などを含めた戦略的な推進
 - 政府が前面に立った原発政策の推進、および、原発関連産業・人材育成の推進

3. 海外ビジネス展開支援

（主な要望先：経済産業省、外務省）

- (1) 海外ビジネス展開支援、特に電子商取引（EC）等を活用した海外への販路開拓支援
- JAPAN MALL事業の推進、ECサイト構築、ECモール出店、オンライン展示会出展へのサポート・費用の助成拡充など、支援体制の更なる強化
 - 中小企業の海外展開普及啓発のためのガイダンス・講習会開催、ガイドブック作成等のための予算措置・拡充
- (2) 中小企業の海外展開を促進するためEPA・FTAの周知・啓発
- 日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAの活用促進
 - RCEP発効に向けた周知
 - 特定原産地証明書の電子化の推進

4. 知的財産権のビジネスへの活用支援の強化

（主な要望先：経済産業省、内閣府、公正取引委員会）

- (1) 知的財産権が適切に取引される仕組みの構築

⁴ エネルギーの安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境への適合(Environment)、安全性(Safety)

- 改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」で示された重点5課題（知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止、型取引の適正化、支払条件の改善、価格決定方法の適正化）のより一層の推進
- 知財取引の適正化に向けた契約ひな形・ガイドラインの普及・啓発
- 知財取引に関する更なる調査および知財Gメン等を活用した定期的なモニタリングと結果の公表
- 知財取引の適正化に向けた法改正・ガイドライン拡充
- 投資契約における株式買取請求権の是正に向けた指導強化

(2) 中小企業の知財創造を促進する支援体制の強化・官民連携体制の構築

- 知財総合支援窓口における初めての出願にかかる出願代理費用の助成、ならびに出願手続きに関するきめ細やかなサポート等、支援体制の強化
- 知財支援に注力する商工会議所やよろず支援拠点など、中小企業支援機関における支援体制の強化、ならびに知的財産支援機関における官民連携体制の構築
- 中小企業の知的財産の創造・活用支援のため、特許料等の減免制度の維持

(3) 知財を用いた資金調達活性化

- 中小企業・スタートアップ向けの知財を用いた資金調達制度の整備
- 知財金融の推進に資する評価スキーム・組織作りの検討

【要望事項】

IV. 中小企業の活動を支える事業環境整備

1. 中小企業政策の新たなKPIの達成に向けた道筋の明確化

(主な要望先：経済産業省)

- 成長戦略フォローアップ（2020年7月17日閣議決定）に盛り込まれた中小企業政策の新たなKPI（※）の達成に向けた道筋や施策を明確化するとともに、PDCAを回して検証されたい。

※・中小企業の従業員1人あたりの付加価値額を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。

- ・中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す。
- ・中小企業の全要素生産性を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる。
- ・開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。
- ・海外への直接輸出・投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で10%向上させる。

- 中小企業・小規模事業者に期待される役割・機能を以下のような類型に分類し、類型ごとに応じた、きめ細かな支援策を検討・実施されたい。

- ・地域コミュニティ型（地域の課題解決と暮らしの実需に応えるサービスを提供）
- ・地域資源型（地域資源等を活用、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を実現）
- ・サプライチェーン型（独自技術を用いて、サプライチェーンの中で活躍し、生

- 産性向上を実現)
- ・グローバル型（グローバル展開などにより、中堅企業に成長、高い生産性を実現）

2. 大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築の取組推進

（主な要望先：経済産業省、内閣府、財務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会、金融庁）

- (1) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大
- 今年度中の宣言企業 2,000 社に向けた官民あげた周知や働きかけの実施
 - 宣言企業への以下をはじめとするインセンティブ付与（加点対象となる補助金や税制措置等の追加）
 - ・産業競争力強化法に基づき事業適応計画を作成・申請する事業者に対する、パートナーシップ構築宣言の登録推奨
 - ・宣言公表をNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）など各種補助金や支援施策利用にあたっての前提化
 - 宣言効果のある取組事例の収集・横展開
 - 関係省庁等によるモニタリングなど継続的なフォローアップ
 - 未来志向型の取引慣行に向けた取組推進におけるパートナーシップ構築宣言の位置づけの明確化による効果的な取組みの推進
 - 下請Gメンや下請かけこみ寺など国による下請取引適正化に向けた各種支援事業を通じた親事業者へのパートナーシップ構築宣言の取組促進。適正取引講習会や価格交渉サポートセミナー、下請取引適正化推進シンポジウムの開催を通じた同宣言の周知や働きかけの実施
 - 国が策定する「下請適正取引等推進のためのガイドライン」へのパートナーシップ構築宣言の推奨
 - コーポレートガバナンス・コードでの以下旨の記載
「サプライチェーン全体の共存共栄や規模・系列等を超えた新たな連携など取引先と共存共栄の関係を築こうとする企業経営者は、『パートナーシップ構築宣言』を策定・公表するよう検討すべきである。」
- (2) 規模・系列等を超えたオープンイノベーションなどの新たな連携の促進
- 新たな価値創造に向けて、規模・系列・業種を超えた連携を促進し、オープンイノベーションを通じた新たなビジネス機会の創出
 - オープンイノベーションの推進における知的財産に関する契約の雛型やガイドライン提示や知財Gメンの創設などを通じた、中小企業の知的財産やノウハウの保護
- (3) 取引価格適正化に向けた価格転嫁協議の促進、下請取引対策の徹底などパートナーシップ構築宣言の実効性確保
- 労務費等の上昇分の価格転嫁協議を促進するための「価格交渉促進月間（仮称）」の設定・啓発（毎年キャンペーン期間を設定）
 - 改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」で示された重点5課題（知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止、型取引の適正化、支払条件の改善、価格決定方法の適正化）のより一層の推進〔再掲〕

- 下請Gメンによるヒアリング等を通じたきめ細かな実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化、下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法の運用強化
- 取引慣行や商慣習是正のため「振興基準」に基づく主務大臣による指導・助言等の徹底
- サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の実効性の向上、策定業種・団体の拡大
- 宣言の策定・公表を補助金等の加点対象とするなど各都道府県に対する協力要請

(4) 官公需における価格転嫁の徹底

- 最低賃金の改定を含む賃金相場が上昇した場合における契約金額の見直し

(5) 約束手形の利用の廃止（現金払いへの変更、ネットバンキングや電子記録債権の活用）に向けた取組の推進

- 官民による約束手形の利用の廃止に向けた取組みの推進
- 政府による現金払いへの変更に関する普及・啓発
- 金融機関によるネットバンキングや電子記録債権の活用の推進
 - ・取引先中小企業への周知や使いやすい利用料の検討、積極的な活用支援
 - ・分かりやすい画面設計など利用者に配慮した対応
- 中小企業のITリテラシーの向上、IT導入・活用に向けた支援策の充実
- 現金払いへの変更や支払手形サイト短縮化等を行う事業者の運転資金ニーズに対応する公的融資・信用保証制度の周知の推進

3. 雇用・労働政策

（主な要望先：厚生労働省、経済産業省、法務省）

(1) 中小企業の実態を考慮した最低賃金の決定

- 名目GDP成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率（2020年：1.2%）など中小企業の実態を十分に考慮した、明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定
- 地域の経済実態に基づいた現在のランク制を堅持すべきであり、全国で一元化すべきとの論調には反対

(2) 雇用の維持、人材の確保・育成の支援

- 雇用調整助成金の「地域特例」、「業況特例」を含む特例措置の現行水準での延長、財源全額の一般会計による負担〔再掲〕
- コロナ禍対応により枯渇化必至の雇用保険二事業会計ならびに失業等給付に係る雇用保険会計の財政安定化に向けた取組（国庫負担割合を本則に戻すとともに、一般会計からの資金投入）
- 保険料財源では対応が困難な災害・感染症等有事の際の雇用維持に関する国（一般会計）の責任範囲の検討
- ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進、「雇用シェア・在籍型出向」を活用したマッチングを行う産業雇用安定センターの機能強化
- 専門・技術、営業・販売職など、専門人材の確保に向けたマッチング支援

- 人材確保に向けたオンライン面接など中小企業に対する採用ノウハウの支援
- U I J ターンに対する支援・促進
- 企業の生産性向上に資する人材育成への支援拡充

(3) 中小企業が働き方改革関連法に適切に対応するための、法律の一層の周知ときめ細かい支援

- 同一労働同一賃金等、法律の幅広い周知と、働き方改革推進支援センター等の相談体制のさらなる強化・きめ細かい支援
- 発注企業の働き方改革により下請中小企業へしわ寄せが生じないように、取引適正化対策の更なる強化
- 時間外労働の上限規制にやむを得ず抵触した企業に対する丁寧な助言・指導の実施

(4) 多様な人材の活躍推進（外国人材、女性、高齢者、障がい者の労働参画・活躍促進）

- 中小企業の外国人材受入に対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入業種・分野のさらなる拡大等）
- 高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化
- 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充等）

4. デジタルガバメントの推進

（主な要望先：内閣府、総務省、経済産業省、財務省）

- (1) 行政の対面手続き・書面手続きの抜本的な運用改善、国・地方公共団体を通じたデジタルガバメントの推進
- (2) 行政手続の簡略化などマイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及促進
- (3) 確定申告データ等を活用した協力金・支援金等の迅速給付の検討・実施

5. 中小企業における健康経営の普及・促進

（主な要望先：内閣府、経済産業省）

- (1) 中小企業における健康経営の導入を促進するための専門家(健康経営アドバイザー)派遣支援
- (2) 中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設
- (3) 健康経営優良法人認定を受けた企業に対するインセンティブの拡充（各種補助金・助成金における加点評価、公共調達における加点評価を行う地方自治体の拡充等）

6. 2025 年大阪・関西万博への中小企業等の参画機会確保等の支援

(主な要望先：内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、文部科学省)

(1) 政府一体となった取り組みの推進

○2025 年に、「未来社会の実験場」をコンセプトに開催される大阪・関西万博は、中小企業等が先端技術を活用したイノベーションの成果を、全世界に発信する機会である。政府は、大阪・関西万博の実施主体である公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として実行できるように必要な措置を講じられたい。

(2) 実証実験プロジェクトへの資金面での支援と中小企業等の参画機会確保

○「未来社会の実験場」を実現するためには、開催期間前から中小企業等の多様なプレイヤーによる共創を通じたイノベーションの誘発が求められることから、大阪・関西万博に向けた様々な実証実験プロジェクトに資金面での支援を行われたい。また、中小企業等が大阪・関西万博に参画しやすいよう、出展費用・区画・期間の設定を工夫するなど、必要な出展支援措置を講じられたい。

(3) 中小企業等の成長支援に向けた受注機会の確保

○大阪・関西万博を通じた中小企業等の成長を支援するため、万博会場で使用される資材や備品、食材、サービス等について、中小企業等からの調達枠を設定し、受注機会の確保に努められたい。

(4) SDGs への取り組み支援

○大阪・関西万博は、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献をめざすものであることから、中小企業等の SDGs への取り組みを加速させるため、啓発活動や認定登録制度等の設置、導入のための伴走支援等に注力されたい。また ESG に関心の高い企業とのマッチングや認定登録企業の PR、新たな低利融資制度の設置等を図られたい。

V. 新たな地方創生の展開

1. 地方創生、地域資源活用

(主な要望先：内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省)

(1) テレワーク定着を好機とした地方のサテライトオフィス化、地方移住・定住促進、企業の地方移転など、三密回避にもつなげる地方分散化の取り組み支援

○場所にとらわれない働き方の推進に取り組む企業を後押しする地方拠点拡充への支援（地方拠点強化税制の延長・拡充等）

(2) RESAS（地域経済分析システム）の搭載情報の拡充、民間には非公開となっている企業情報の自由な閲覧、および V-RESAS の恒久化

(3) 農林水産業と商工業の連携、地域資源・地域力の活用等を通じた新商品・サービスの開発から国内および海外への販路開拓・拡大までの一貫した支援の継続・拡充

- 地域力活用新事業創出支援事業の継続・拡充〔再掲〕
- J A P A Nブランド育成支援等事業の継続・拡充
- 商工会議所等による、海外展開や全国展開等に向けた新商品・サービスの開発・改良への支援の強化
- 商工業と連携したスマート農林水産業の推進

(4) 地域の歴史教育を含めた「郷土愛」を育む教育、社会課題への気づきと解決する力を養い地域の産業の理解にもつながる「起業家教育」など、初等教育段階からの幅広いキャリア教育の体系的実施

2. 地域主体の豊かな暮らしを実現する民間主導のまちづくりの促進

(主な要望先：国土交通省、法務省、経済産業省、内閣官房、内閣府)

- (1) 空き地・空き店舗の利活用促進・新たな発生防止にかかる所有者不明土地・低未利用土地の活用に関する制度面・施策面の整備、まちの価値向上にむけた環境整備の推進
- ランドバンク事業（空き地・空き家の寄付または低廉売却を受け、解体・整地・転売等により面的な一体整備を行い、有効活用を図る仕組み）の活用促進
 - まちなかの魅力・ニーズ向上を図るためのリノベーションの促進・公共空地の官民一体活用促進
 - 立地適正化計画や都市計画・都市開発における都市機能の誘導
 - 管理不全不動産の解体・更地化の推進による、まちの美観・価値・アメニティ向上
 - 空き地・空き店舗の利活用希望者に対する創業支援、家賃負担軽減やインセンティブ付与
 - 土地所有権放棄制度、所有者不明不動産管理人制度等（本年4月可決・成立の改正不動産登記法・改正民法、相続土地国庫帰属法（新法）により措置）の早期実施・費用負担の低額化等による実効性の確保、今後3年以内に施行される相続登記の義務化に関する国民への十分な周知および相談体制の強化
 - 未利用不動産の利活用にかかる情報提供スキームやワンストップ相談窓口の充実
- (2) 地域企業が中心となったPPP／PFIの推進による地域経済好循環の実現
- 地域の特性を熟知した地域企業が代表企業等として参画しやすい環境の整備
 - PPP／PFIプロジェクトに参画する地域企業に対する公的金融機関等による支援や専門家派遣
 - 地域企業のPPP／PFI参加を促進する商工会議所等の指導・支援活動、人材育成への支援
 - 都市計画における公共サービスの広域調整がある場合のPPP／PFIの活用促進
 - 人口20万人未満の地方公共団体における、PPP／PFI導入の拡大に向けたインセンティブ創設
 - VFM（直接的金銭価値）のみに囚われない地域貢献価値（地域経済の好循環、地域日常ニーズ充足・相乗効果を生む施設複合化の自主提案、地域アイデンティティとの合致等）を期待した「地域主導型PFI」の推進
- (3) 民間まちづくり推進主体（エリアマネジメント団体、事業者）のまちづくり行政への参加機会の拡大推進

- (4) クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等、民間投資を促進するまちづくり資金調達の多様化と充実の促進支援
- (5) 交通空白地等における持続可能な地域交通の実現やスマートシティ化の加速に向けた、MaaSの社会実装モデルとなる実証実験プロジェクトの推進

3. 強靱な国土をつくり、地域の成長基盤を支える社会資本整備の推進

(主な要望先：国土交通省、経済産業省、内閣官房、内閣府)

- (1) 大規模災害にあっても人流・物流機能が維持される、強靱な多核連携型国土構築に資する社会資本の整備および地震・津波に対する観測体制の強化
- (2) コロナ禍により一層の経営難に陥っている地域の足である公共交通の維持
 - 鉄道・バス・タクシー・離島航路・コンテナ船・クルーズ客船等の公共交通事業の継続に向けた公的支援（廃業の危機にある地域鉄道の支援策である「上下分離」の導入や財政支援を促すための地方自治体等への支援強化を含む）の十分な拡充
 - バス等の地域公共交通について、独禁法適用除外による共同経営等、競争から協調への転換の推進
- (3) 安定的な人流・物流を支え、民間投資の誘発効果が高い交通インフラの国土を俯瞰した戦略的な整備促進
 - 高規格幹線道路のミッシングリンク解消、高規格幹線道路と国道を組み合わせたダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化の推進等
 - 主要な空港・港湾・鉄道駅等の交通拠点と物流拠点や工業団地、観光拠点、MICE施設等への速達性とアクセス性の確保
 - 整備新幹線、リニア中央新幹線等の早期完成、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ等
 - トラック・鉄道・内航海運・航空など多様な輸送モードの効率的かつ有機的な結合および利活用、スマート交通の導入促進
- (4) 生活や地域産業の基盤インフラを経年劣化や災害から守るメンテナンスの担い手の安定的確保
- (5) 公共事業の評価における新たな評価手法（地域産業の発展や地域経済活性化の視点も考慮）の確立・導入
- (6) インフラ分野のDX推進
- (7) 物流分野の人手不足緩和に資する標準化・DX等の推進

4. 地域経済の中核となる中堅・中小企業の経営力強化

(主な要望先：経済産業省、財務省、内閣府)

- (1) サプライチェーンの国内回帰・地方立地の推進に向けた国内投資促進事業費補助金（中小企業特例事業含む）の維持・拡充

- (2) 「地域経済牽引事業計画」(地域未来投資促進法)を策定した中堅・中小企業への支援措置(予算・補助金、税制、金融等)、事業規模拡大を目指す中堅企業への支援拡充、規制の特例措置等のさらなる充実
- (3) 地域の経済成長を力強く牽引する事業をさらに積極的に展開することが期待される地域未来牽引企業に対する、地域経済牽引事業計画の策定支援
- (4) 中堅企業に対する研究開発等の支援(中堅企業向けSBI Rの創設)
- (5) 中堅企業向け信用保証制度の創設

VI. 大規模自然災害からの早期復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生

1. 令和3年7月1日からの大雨による災害からの早期復旧・復興

(主な要望先：経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府)

- (1) 主要幹線道路等、輸送インフラの早期復旧に向けた支援
- (2) コロナ禍からの経営再建途上にある観光関連事業者等の回復の足かせとならないよう風評対策を含めた復旧への最大限の支援

2. 大規模自然災害からの早期復旧・復興に向けた対応

(主な要望先：経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府)

- (1) 被災事業者の事業再開・雇用維持に向けた支援や販路回復・生産性向上等に資する支援の充実・強化
- (2) BCP(事業継続計画)や中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の策定推進、優遇措置の拡充、広報活動の強化
- (3) 迅速な復旧に資する損害保険加入の必要性に関する広報活動の強化
- (4) 災害時に地域経済の早期復旧拠点の役割を担う商工会議所会館等における耐震化や建て替え等への支援策の強化による強靱化の推進

3. 東日本大震災からの復興・創生の強力な推進

(主な要望先：復興庁、経済産業省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

- (1) 被災地の復興・創生に向けた総合的な支援施策の実現
 - インフラ整備の計画完遂と地域強靱化に向けた拡充
 - ・高速幹線道路をはじめとする自動車道および付属施設の早期整備
 - ・港湾の機能強化、防波堤の早期整備
 - ・鉄道や代替バスシステムの早期整備
 - ・空港活用のための航空路線の早期再開

- 先端産業の集積と観光振興による東北の活力強化
 - ・先端技術研究開発の一大拠点化に向けた推進支援
 - ・人的交流・移動の再開・回復期を見据えた観光振興支援の拡充・強化
- 多重苦に直面している被災地事業者への支援の拡充・強化
 - ・中小企業の資金繰り円滑化と二重債務の解消支援および税制優遇
 - ・事業者の自立に向けた補助金の拡充、活用要件・施設処分等の弾力的運用
 - ・東北沿岸地域の基幹産業である水産業の国際競争力強化に対する支援拡充
 - ・販路回復・拡大に対する支援の継続・拡充
 - ・人材の確保・活用に向けた雇用・人材マッチングおよび IoT 導入に対する支援強化

(2) 原子力発電所事故の終息に向けた国の不断の努力

- 風評被害対策の効果検証と継続的な改善
 - ・人々の安心につながる安全性に関する国民理解深化の推進徹底
 - ・海外の輸入規制撤廃に向けた取組みの一層の強化
- 廃炉の加速化と納得のいく損害賠償
 - ・廃炉の加速化および廃炉完了までの地域経済の道筋の明確化
 - ・損害賠償に係る判断基準の公表・支払いおよび請求権時効の不適用
- 汚染土壌・処理水の処分に係る早期・万全の対策
 - ・除染土、ALPS 処理水の適切な処置
 - ・ALPS 処理水の処分に起因する風評被害の防止と損害賠償の対策徹底

以 上